

倉敷市立菅生小学校いじめ防止基本方針

令和7年 4月

いじめに関する現状と課題

- 本校のいじめの認知は、年間十数件程度で徐々に増加している。相手の痛みを想像したり自らの行動がこの後どのような事態を招くか見通す力の弱い傾向があり、人権意識の醸成が課題である。
- 現在、いじめ問題対策委員会と生徒指導委員会が中心となっていじめ問題に対応している。未然防止をより強く推進するために、他の分掌組織とも連携し、学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見と適切な対処のための教職員研修をさらに充実させ、いじめに対して敏感に対応できるようにする。

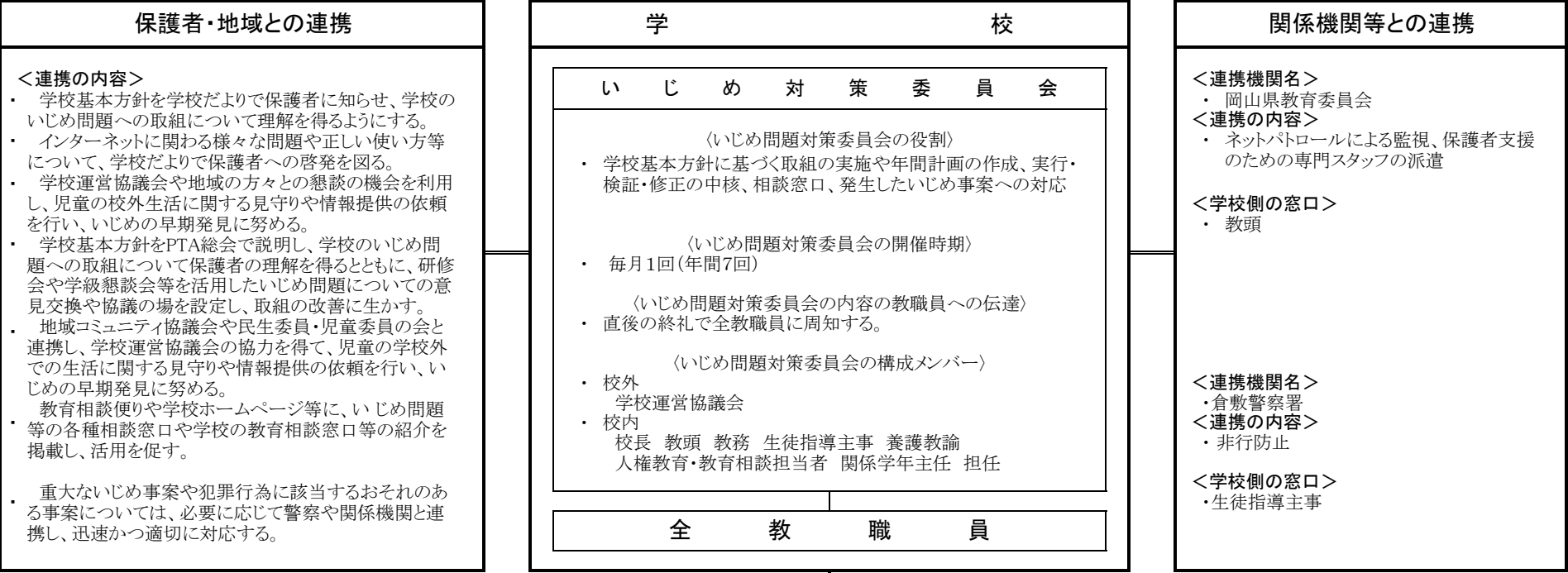
いじめ問題への対策の基本的な考え方

○ いじめは、全ての児童に関係する問題であり、児童がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないよう、いじめられた児童の心身の深刻な影響について、全ての児童が十分に理解できるようにいじめ問題への対策を行っていく。

○ 学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ問題対策委員会には、校長・教頭をはじめ、生徒指導主事、人権教育・教育相談担当者、養護教諭、関係学年の教員が参画し、それぞれの立場からいじめ問題解決のための実効的な取組を行う。柔軟にスピーディーに対応できるよう、管理職と生徒指導主事、担任で対応する場合もある。いじめを起こさない人間関係を作るため、学級学年経営の運営状況を生徒指導委員会・いじめ問題対策委員会でも取り上げ、全体で継続的に確認、改善していく。

〈重点となる取組〉

- 毎日の「心の健康観察」に加えて、年間2回の「なかよし週間」において、「学校生活アンケート」を実施するとともに、担任等との「教育相談」を行い、児童の悩み等の積極的な把握・解消に努める。
- 児童のインターネット利用実態を踏まえ、全ての児童に対して情報モラルに関する学習を年間指導計画に基づき系統的に実施する。
- いじめ問題対策委員会・生徒指導委員会を、月1回程度実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	(道徳・特活・各教科) - 豊かな情操・道徳心や社会性とともに、自分と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てることを目指す。 - 効果的な取組の普及や、授業や活動を進めるための教職員の指導力の向上を図る。 (「なかよし週間」・「教育相談週間」の取組) - 事前の「学校生活アンケート」による調査と併せて、児童の悩み等の把握に努めるとともに、いじめを生まない・許さない集団づくりを目指す。 6月・10月を重点月間とし、各週間には、生徒指導部・人権部・児童の運営委員会が主体となる各種の取組により、いじめを生まない環境づくりを進める。 (S.S.E.の学習) - 全学級で実施する「S.S.E.」を通して、児童のコミュニケーション能力を育て、望ましい人間関係の育成を図る。 (情報モラル教育) - ネット上のいじめを防止するため、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する学習を年間計画に基づいて系統的に実施する。
② 早 期 発 見	(実態把握) - 毎日の「心の健康観察」に加えて、アンケート調査や教育相談をそれぞれ年間2回ずつ実施し、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 「ネットパトロール事業」による監視を基に、早期にネット上のいじめに対処できるようにする。 (相談体制の確立) - 教育相談担当の教職員や登校支援員を児童に周知したり、「教育相談室」の活用を図ったりすることにより、すべての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりすることができるような体制を整える。 - 保護者へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他の相談機関の周知・広報を図り、保護者もいじめに関する相談がしやすいような体制を整える。 (情報共有) - 児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できるよう、終礼で情報を交換する。(いじめの有無の確認) - 毎月の生徒指導委員会・いじめ問題対策委員会で、気になる児童の情報交換を定期的に行う。 (家庭への啓発) - 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを生徒指導部で作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	(いじめの有無の確認) - 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) - いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。 (いじめられた児童への支援) - いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) - いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう継続的に指導を行う。 - いじめが犯罪行為に相当し得ると認められるときは、警察への相談・通報を行う。(R7年度4月より追記) (周辺児童への指導) - いじめを知りながら言い出せなかったり、見てみぬふりをしてしまったりした児童に対して、学年学級での指導や個別の指導により、今後よりよい態度が取れるように指導を行う。 (継続的な支援) - 解決したように見られる事例でも、経過観察を継続し、該当児童がよりよい関係を築いていけるように、必要な指導を随時行っていく。